

青森県報

号外第二十三号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

訓 令

○青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……一

告 示

○文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……二

公 安 委 員 会

○青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務課) ……四

公 営 企 業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……五
○青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程……………(同) ……五

訓 令

青森県訓令甲第八号

序 中 一 般
行 機 関
出 先
各 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「第二十八条第四項第二号」を「第二十八条第四項第一号」に改める。

第四条第一項中「課長」の下に「(知事公室長を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条の見出し中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、「の課」の下に「(知事公室を含む。以下同じ。)」を加える。

第九条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 知事公室長印

第九条第二項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の表知事印、知事職務代理者印、副知事印、総務部長印、県印の項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同表部長印(総務部長印を除く。)、危機管理局長印、観光国際戦略局長印、エネルギー総合対策局長印、国土・障スポ局長印、出納局長印の項中、「観光国際戦略局長印、エネルギー総合対策局長印」を削り、「第十六条の五」を「第十六条の三」に改め、同表課長印の項中「課長印」を「知事公室長印、課長印」に改める。

第十五条第二項、第十六条及び第十九条第一項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第二十二条の見出し中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条中「総務学事課」を「総務文書課」に、「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第二十三条の見出し中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条第一項中「総務学事課長は」を「総務文書課長は」に改め、同項の表第一号1(1)中「秘書課長」を「知事公室長」に改め、同1(3)中、「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削り、「財政課」を「人事課」に改め、同表第三号から第六号まで及び同条第二項

中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。
 第二十四条から第二十六条までの規定中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第三十一条中「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。
 第三十四条第二項中「秘書課」を「知事公室」に改める。

第三十八条第一項中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第三十九条第二項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第四十条（見出しを含む）、第四十四条第一項及び第四十五条第三項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第四十六条第一項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条第二項中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条第三項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第四十七条（見出しを含む）中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第五十五条の表中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。
 第六十二条の表中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第六十三条の表、第七十条第一項及び第九十八条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

別表第一の一(イ)イ中

青森県	青森県
○ 総務部	○ 総務部
○ 局長印	○ 局長印

を

青森県	青森県
○ 総務部	○ 総務部
○ 局長印	○ 局長印

青森県	青森県
知事公室	知事公室
長印	長印

に改め、同表の2の表中

危機管理局	危機管理局	24	24
観光国際戦略局長印	観光国際戦略局長印	24	24
エネルギー総合対策局長印	エネルギー総合対策局長印	24	24

を

危機管理局	危機管理局	24	24
-------	-------	----	----

を

水産局長	水産局長	24	24
知事公室	知事公室	長印	21

に改める。

第二号様式中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。
 第九号様式中「総務学事課用」を「総務文書課用」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十九号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百二十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1の表財政課の項を削り、同表秘書課の項を次のように改める。

知事公室	青知
------	----

1の表総務学事課の項中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同項の次に次のように加える。

広報広聴課	青広
財政課	青財

1の表工事検査課の項の次に次のように加える。

総合政策課 青総政

1の表企画調整課の項から地域活力振興課の項まで及び広報広聴課の項を削り、同表統計分析課の項の次に次のように加える。

こどもみらい課	青こ
若者定着還流促進課	青若定
県民活躍推進課	青県活
地域交通・連携課	青交連
鉄道対策課	青鉄
地域生活文化課	青地文

1の表県民生活文化課の項及び青少年・男女共同参画課の項を削り、同表自然保護課の項の次に次のように加える。

エネルギー開発振興課	青エ開
原子力立地対策課	青原立
健康医療福祉政策課	青健医福

1の表健康福祉政策課の項及びこどもみらい課の項を削り、同表障害福祉課の項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同項の次に次のように加える。

経済産業政策課	青経産
地域企業支援課	青企支
企業立地・創出課	青立創
産業イノベーション推進課	青産イ
観光政策課	青観
誘客交流課	青誘客
県産品販売・輸出促進課	青販輸

1の表商工政策課の項から労政・能力開発課の項までを削り、同表農林水産政策課の項の次に次のように加える。

食ブランド・流通推進課 青食流

1の表総合販売戦略課の項、食の安全・安心推進課の項及び観光企画課の項から原子力立地対策課の項までを削り、同表施設調整課の項の次に次のように加える。

障子木課	青障子
------	-----

2の表東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所の項及び東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所の項を削り、同表西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所の項を次のように改める。

西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所	西つ広家保
----------------------------	-------

2の表上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所の項を次のように改める。

上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所	上中家保
-------------------------	------

2の表青森県東京事務所の項を削り、同表青森県公文書センターの項の次に次のように加える。

青森県東京事務所	青東
青森県中央児童相談所	青児相
青森県弘前児童相談所	弘児相
青森県八戸児童相談所	八児相
青森県五所川原児童相談所	五児相
青森県むつ児童相談所	む児相
青森県七戸児童相談所	七児相
青森県女性相談支援センター	青女相
青森県立子ども自立センターみらい	青子み

2の表青森県環境保健センターの項を次のように改める。

青森県 I T E R 支援東京連絡事務所	青 I T E R 東
-----------------------	-------------

2の表上北地方福祉事務所の項の次に次のように加える。

青森県衛生研究所	青衛研
----------	-----

2の表青森県動物愛護センターの項の次に次のように加える。

青森県食肉衛生検査所	青食衛
青森県食肉衛生検査所三沢支所	青食衛三沢
青森県食肉衛生検査所おいらせ支所	青食衛おいらせ

2の表十和田食肉衛生検査所の項から青森県立子ども自立センターみらいの項までを削り、同表青森県障害者相談センターの項中「青森県障害者相談センター」を「青森県障害者相談センター」に改め、同表青森県大阪情報センターの項から青森県福岡情報センターの項までを削り、同表青森県立障害者職業訓練校の項中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障がい者職業訓練校」に改め、同項の次に次のように加える。

青森県大阪情報センター	青大
青森県名古屋情報センター	青名
青森県福岡情報センター	青福
青森県立美術館	青美
青森県営農大大学校	青営大

2の表青森県営農大大学校の項、青森県立美術館の項及び青森県ITERR支援東京連絡事務所の項を削る。

公安委員会

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第六号

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会公文書管理規則（平成二十六年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 公文書センター（青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二十八条第四項第一号に規定する公文書センターをいう。以下同じ。）に移管されたもの及び特定保存しているもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>四 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 [同上]</p> <p>イ 公文書センター（青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二十八条第四項第二号に規定する公文書センターをいう。以下同じ。）に移管されたもの及び特定保存しているもの</p> <p>ロ [同上]</p> <p>四 [同上]</p>

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）

の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第十一号を次のように改める。

十一 生後満一年六月に達しない子を育てる職員が申し出た場合 一日二回それぞれ六十分以内の申し出た期間（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十三号及び第十四号において同じ。）が、当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合、一日二回それぞれ六十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

第六条の四第一項第十三号及び第十四号中「妻」を「配偶者」に改め、同項第十五号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項第十九号中「四日」を「五日」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程（平成二十五年九月青森県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「第二十八条第四項第二号」を「第二十八条第四項第一号」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭